

原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策
ガイドライン
(第2版)

令和2年12月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）福井エリア地域担当
福井県

目 次

はじめに	2
1. 広域避難における全般的な対応【避難元および避難先市町、県等】	3
2. P A ZおよびU P Z内の一時集合施設、指定避難所における対応【避難元市町】	4
3. 屋内退避時における対応【避難元市町】	8
4. バスの車内における対応【避難元市町およびバス事業者、県】	9
5. 安定ヨウ素剤の緊急配布における対応【県、避難元市町】	1 1
6. 避難退域時検査および簡易除染における対応【県】	1 2
7. U P Z外の避難所における対応【避難元および避難先市町、県】	1 3
8. 感染症対策の資機材整備【県および避難元市町】	1 6
9. 関係リンク	1 6
別表 避難所が不足した場合の県施設の活用	1 7

はじめに

新型コロナウイルス（C O V I D-19）感染症がまん延するなかで、原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先に対応することが求められます。このため、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなります。

新型コロナウイルス感染症の流行下における原子力災害時の防護措置については、内閣府（原子力防災担当）通知※¹および「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（令和2年11月）」や広域避難計画（緊急時対応※²）に基づき対応することとなりますが、住民等への対応を行う避難元および避難先市町、県、バス事業者等の職員が特に留意すべき感染症対策について、広域避難の対応場所ごとにガイドラインとしてとりまとめましたので、本ガイドラインを参考に、関係機関の協力を得て、広域避難における避難先および避難過程での感染防止対策を進めてください。

なお、これらに配慮し、本ガイドラインについては新たな知見を反映するなど、更なる改善を行っていきます。

※1 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（内閣府政策統括官（原子力防災担当） 令和2年6月2日

※2 「高浜地域の緊急時対応」（内閣府政策統括官（原子力防災担当） 福井エリア地域原子力防災協議会 令和2年7月30日改定）および「大飯地域の緊急時対応」（内閣府政策統括官（原子力防災担当） 福井エリア地域原子力防災協議会 令和2年7月30日改定）

1. 広域避難における全般的な対応【避難元および避難先市町、県等】

広域避難の対応を行う市町職員等の職員が住民と接する際には、常に飛沫感染や接触感染の危険性があることに注意が必要です。

(1) 基本的対策

職員には、マスク、フェイスガード、手袋などの防護具を装着させるなど、安全面の配慮を十分に行ってください。新型コロナウイルス感染症については、特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え時などにおいて感染リスクのある場所を触った場合には手袋を交換する等の対策を行ってください。加えて、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施してください。

(2) 住民への周知

住民に対しては、避難等の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に広報を行ってください。

なお、UPZ内の住民に対しては、避難の際に安定ヨウ素剤の緊急配布および避難退域時検査についても併せて周知してください。

(3) 陽性患者への対応

福井県においては、これまで、新型コロナウイルス感染症の陽性患者はすべて医療機関（感染症指定医療機関等）や療養施設（ホテル、公共施設等）で入院・療養されていることから、ここでは、一時集合施設や避難所に避難する住民については、陽性患者を対象外とし、感染の疑いがある者および濃厚接触者（以下「感染疑い者」という。）と、それ以外の者に分類し、必要な対応を整理しています。

このため、陽性患者が入院・療養する医療機関や療養施設が30km圏内に入る場合は、患者を速やかに（放射性物質放出前に先行して）圏外の施設等に搬送することとし、一般住民と同じタイミングでの広域避難は行わないこととします。

2. P A ZおよびU P Z内の一時集合施設、指定避難所における対応【避難元市町】

一時集合施設では、バス避難を行う住民が避難開始まで一時的に滞在する場合と、自然災害による家屋の倒壊等により自宅等での屋内退避が困難な住民が一定期間滞在する場合があります。

基本的には、「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」（福井県令和2年5月19日策定 以下「県避難所運営手引き」という。）および内閣府（原子力防災担当）通知に基づき対応してください。

（1）基本的対策

- ・避難等を開始する前に、自宅等において、検温等の体調確認を実施してもらうよう、住民に周知する。
- ・マスクの着用確認、手指消毒の実施（未着用の住民にマスクを配布）。
- ・一時集合施設の外に検温場所を設定。ただし、やむを得ず屋内に設置する時は、間仕切りや導線を工夫し、「3つの密」を避ける。
- ・一時集合施設においては、発熱・咳等があるか、濃厚接触者であるかなど、健康状態を口頭等により確認し、可能な限り円滑に避難できるよう努める。
- ・検温結果等に基づき、感染疑い者とそれ以外の者を分離（別部屋で隔離できない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保した上で間仕切り等を設置し、飛沫感染を防止）。
- ・感染疑い者については、管轄の保健所に連絡し、その指示に従う（保健所の連絡先は、県避難所運営手引き P. 27を参照）。

（2）バス避難までの一時的な滞在の場合の対応

- ・密集を避ける観点から、バスによる避難を迅速に実施する。
- ・バスへの乗車の際は、間隔を空けて整然と乗車させる。

（3）住民が一定期間滞在する場合の対応

- （共通事項）床に養生テープ等で1人当たり約4㎡（目安）のスペースを確保（平常時から実施しておくことが望ましい）。
- 施設敷地緊急事態（S E）までは、施設外に受付を設置し、入館の前に検温（自宅等で既に実施している場合は、検温実施時間および結果を確認する。以下「検温等」という）を実施。併せて、濃厚接触者かを確認。
- 全面緊急事態（G E）以降は、放射性物質が放出される可能性があるため、被ばくリスクを考慮し、受付を施設内に移動する。受付で密にならないようにサーマルカメラを使用するなど、施設内で迅速に検温等を実施する。また、被ばくリスクを考慮し、屋内退避中（屋内退避の指示が出されている間）は換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ^{※3}、30分に1回程度、数分間窓を全

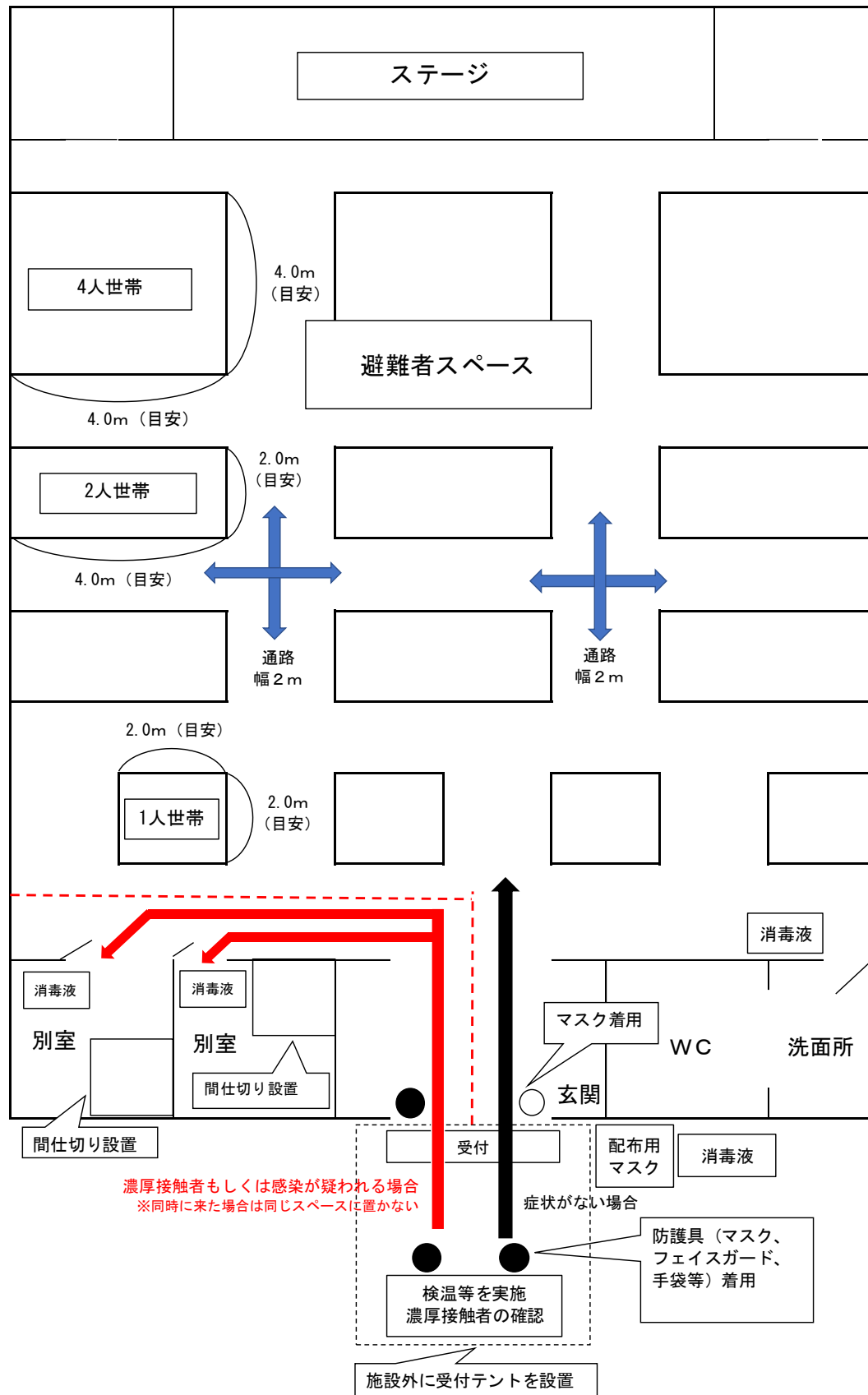
開にするなどの換気を行うよう努めること。

- ・放射線防護対策を実施している施設では陽圧化装置を稼働（フィルタ換気の実施）。
- ・放射線防護対策がなされていない指定避難所において密集を避けることが困難な場合には、U P Z 外の避難所へ避難する（避難先は、県災害対策本部が関係市町と調整を行う）。

※3 「放射性物質の放出に注意」とは、原子力災害対策本部等からの放射性物質の放出に係る情報をテレビ・ラジオ等を通じて得た場合や、一時集合場所において防災業務関係者が携行している個人線量計等が有意な上昇傾向を示した場合には、換気を中断すること等の対応を行うことをいう。

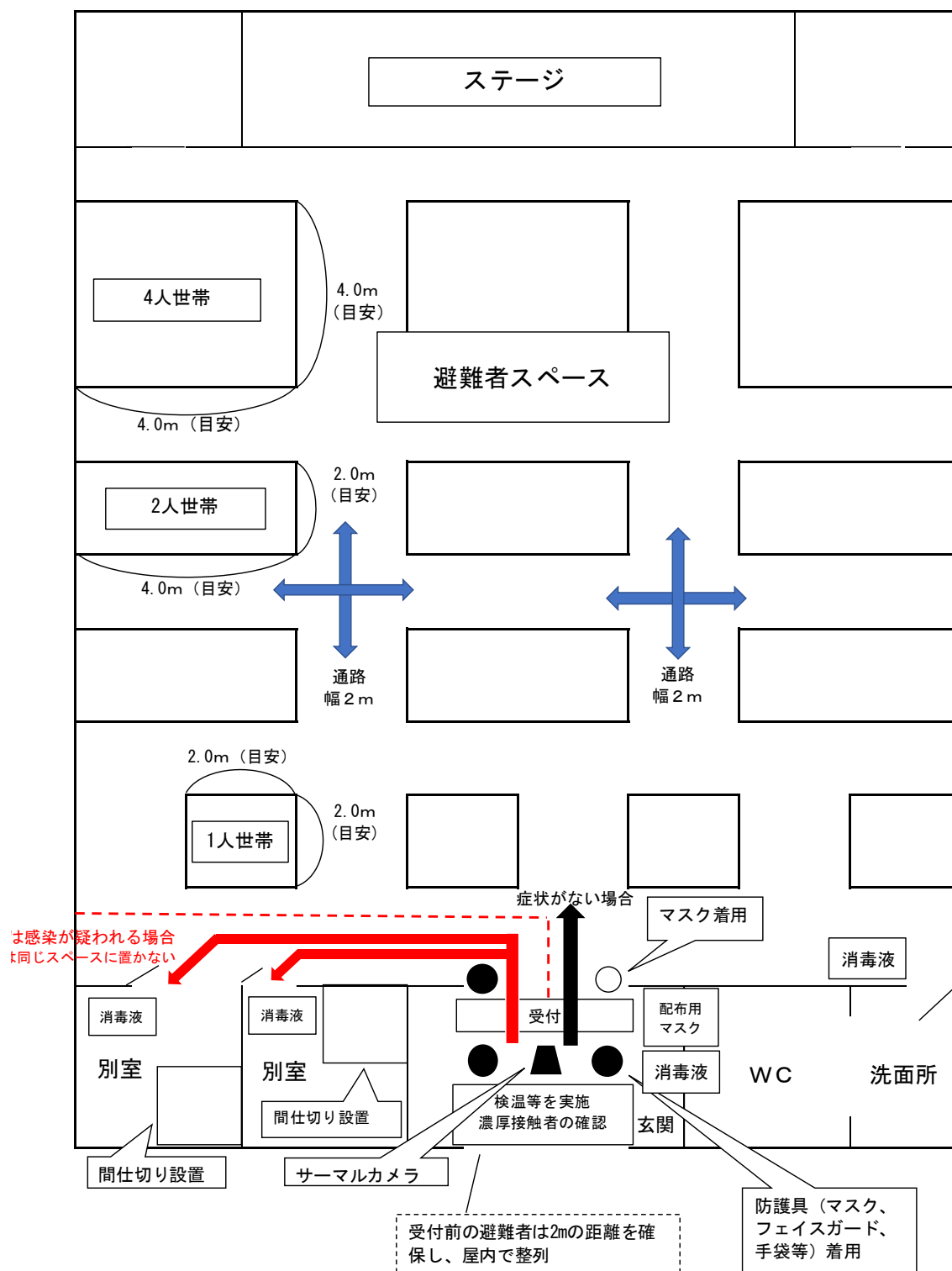
【一時集合施設等レイアウト例（SEまで）】

※施設敷地緊急事態（SE）までの間は、感染防止対策のため、施設外で受付を実施する。



【一定期間滞在する場合の一時集合施設等レイアウト例（GE以降）】

※全面緊急事態以降（GE）は、放射性物質が放出される可能性があるため、被ばくリスクを考慮し、受付を施設内で実施するとともに、屋内退避中は原則換気を行わない（全ての窓を閉める）。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にするなどの換気を行うよう努めること。



3. 屋内退避時における対応【避難元市町】

UPZ 内の自宅等や医療機関、社会福祉施設等での屋内退避については、下記の内容を住民に周知するようにしてください。

- UPZ 内の自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- UPZ 内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の喚起を行うよう努めること。

4. バスの車内における対応【避難元市町およびバス事業者、県】

バスの車内における感染症対策については、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等に基づき対応してください。

(1) 感染疑い者とそれ以外の者との分離

- ・乗車前に、検温等を実施し、感染疑い者とそれ以外の者に分類する。
- ・感染疑い者とそれ以外の者のバスを別便とする(必要台数の調整)。
- ・感染疑い者用バスは、座席をビニールシート等で被うなどの飛沫感染防止対策を実施。

(2) 住民の感染防止対策

- ・バス車内に手指消毒液を設置し、乗車の際、手指消毒の実施とマスク着用を確認(未着用の住民にはマスクを配布)。
- ・住民に対して、大声での会話や飲食を控えるよう協力依頼。
- ・感染疑い者を搬送するバスの車内においては、できるだけ座席を1列以上空けるなど、人と人の距離を確保する(下記図を参照)。
- ・家族や同一施設の入所者等を、隣接した席に着座させるなど、普段から行動をともにする者がまとまって着座できるよう、可能な限り配慮する。
- ・乗務員と住民との距離を可能な限り離すこと。
- ・全面緊急事態以降にバス等で避難する場合には、被ばくリスクを考慮し、UPZ内を越えるまで、換気を行わない(窓を閉める等)ことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にするなどの換気を行うよう努めること。感染疑い者用バスは、更に換気の頻度を増やすよう配慮すること。
- ・全面緊急事態以降に、自家用車で避難する場合には、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで、窓を閉める等を行い、原則換気は行わないよう呼びかけること。

(3) 運転手の感染防止対策

- ・運転手はマスク等の個人防護具を着用。
- ・運転席の後方2列の不使用、定席数に対して半数を目途に座席の間隔を空けるなど、運転席と各座席のゾーニングを実施(下記図を参照)。

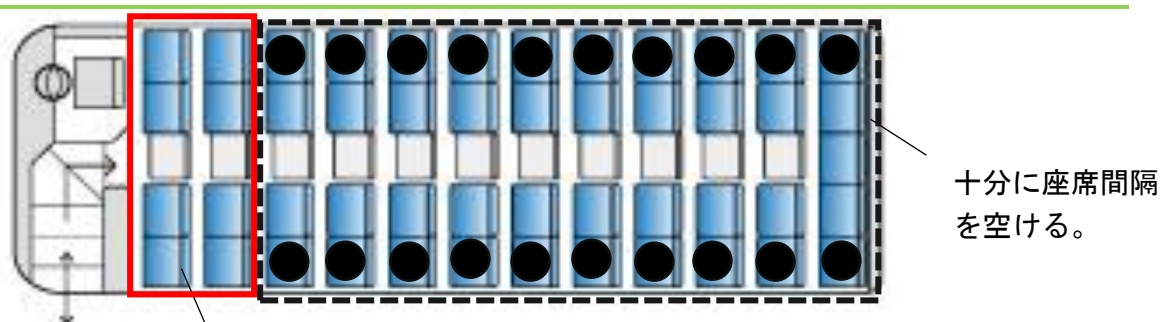
(4) 必要となるバス台数の確保

新型コロナウイルス感染症流行に伴い、上記のとおり、座席を空けるなどの対策を行うことから、より多くのバスを確保する必要がある。また、ビニールシート等で養生を行ったバスを確保する必要がある。

県は公益社団法人福井県バス協会に対し、避難に必要なバス台数やビニールシート等で養生が必要なバスの台数等を連絡し、バスの確保を依頼する。公益社団法人福井県バス協会は、県からの依頼に基づきバス会社からバスを調達する。

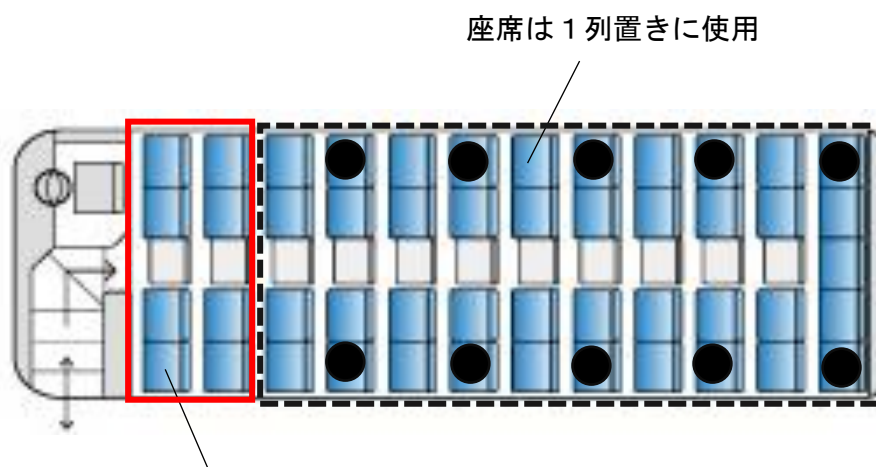
なお、公益社団法人福井県バス協会が必要台数の調達ができない場合には、大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定に基づき、福井県が関西広域連合や隣接府県に対し、必要となるバスの調達を要請し、関西広域連合等関係機関が関西広域連合の構成府県および連携県ならびに隣接府県等の関係団体から輸送手段を確保する。

【バスの車内で間隔を空ける場合の例】



運転席の後方2列は使用しない。

【感染疑いを搬送する場合の例】



運転席の後方2列は使用しない。

5. 安定ヨウ素剤の緊急配布における対応【県、避難元市町】

住民への説明や配布など、住民と接触する職員については、飛沫感染防止のためフェイスガードを着用するとともに、手指の消毒を徹底してください。

また、会場において、屋内での配布は極力行わないこととし、市町は県と調整の上、住民がバスや自家用車から降りずに受け取りが可能なドライブスルー方式での配布が可能な会場を優先して選定することとします。やむを得ず、一時集合施設での配布を行う場合も、検温等に合わせて、集まった住民から適宜説明し、速やかにバスへの乗車を誘導するなど、住民を一箇所に滞留させないことに注意してください。

(1) 自家用車配布における対応

- ・会場入口で避難者へ説明資料を配布し、配布場所到着までの間に資料内容を確認してもらうよう依頼。
- ・説明、安定ヨウ素剤等の配布は全て車の窓越しに実施。
- ・ポイントを絞って簡潔に説明を行い、避難者との接触時間を短くすること。

(2) バス配布における対応

- ・会場入口で避難者へ説明資料を配布し、配布場所到着までの間に資料内容を確認してもらうよう依頼。
- ・ポイントを絞って簡潔に説明を行い、避難者との接触時間を短くすること。
- ・説明資料、安定ヨウ素剤等の配布は必ず職員が行うこととし、避難者同士が接触する機会を減らすこと。

6. 避難退域時検査および簡易除染における対応【県】

(1) 職員の感染防止対策

住民検査、簡易除染等において住民と近接もしくは接触する可能性のある職員については、飛沫感染防止のためフェイスガードを着用するとともに、適宜手袋交換を行ってください。

(2) 感染リスクのある住民への対応

感染リスクのある住民検査・簡易除染については、テント設営等により屋外での実施が可能な会場を優先して選定するとともに、検査の順番を待つ避難者が、待合スペース等に滞留し、感染リスクが高まることのないよう、下記事項に注意が必要です。

- ・誘導員の声掛け等により、車両から降りていただく順番を調整すること（特に、バス避難の感染疑い者については、待合スペースを経由せず、1名ずつ直接検査レーンに誘導する）。
- ・待合や検査のスペースを広く取り、十分な間隔を空けること（最低1m、できるだけ2m）。

7. U P Z外の避難所における対応【避難元および避難先市町、県】

県内避難所における感染症対策については、「県避難所運営手引き」に基づき下記のとおり対応してください。なお、県外避難先については、避難先市町の感染症対策に従って対応してください。

(1) 避難者の受入準備

- ・床に養生テープ等で1人当たり4㎡以上のスペースを確保（平常時から実施しておくことが望ましい）。
- ・受付は、施設外に設置

(2) 受付時の対応

- ・避難所の外に検温・問診場所を設定。ただし、やむを得ず屋内に設置する時は、間仕切りや導線を工夫し、「3つの密」を避ける。
- ・入館の前に検温および問診（問診票は県避難所運営手引き別紙5を使用）を実施。
- ・マスクの着用確認、手指消毒の実施（未着用の住民にマスクを配布）
- ・問診結果に基づき、感染疑い者とそれ以外の者を施設内で分離（別部屋で隔離できない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保した上で間仕切り等を設置し、飛沫感染を防止）。
- ・感染疑い者については、管轄の保健所に連絡し、その指示に従う（保健所の連絡先は、県避難所運営手引きP. 27を参照）。

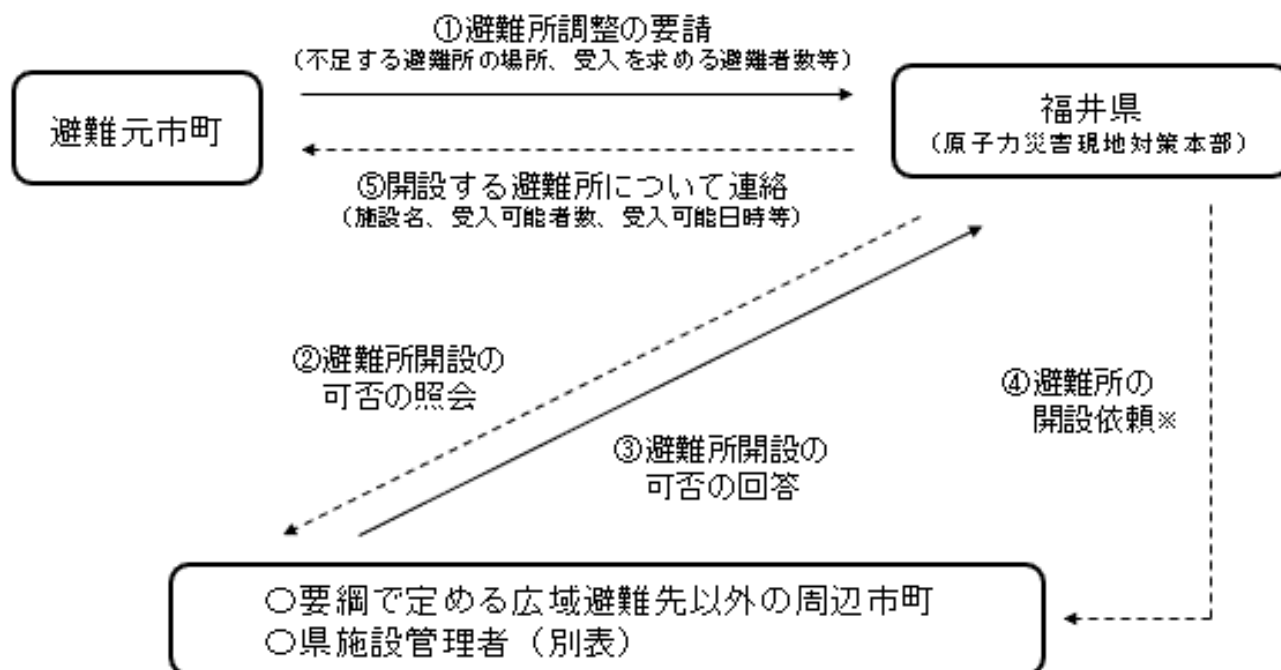
(3) 避難所運営時の対応

- ・家族や同一施設の入所者等、普段から行動をともにする者がまとまって配置されるよう配慮すること。
- ・定期的に換気を実施。

(4) 避難所の確保

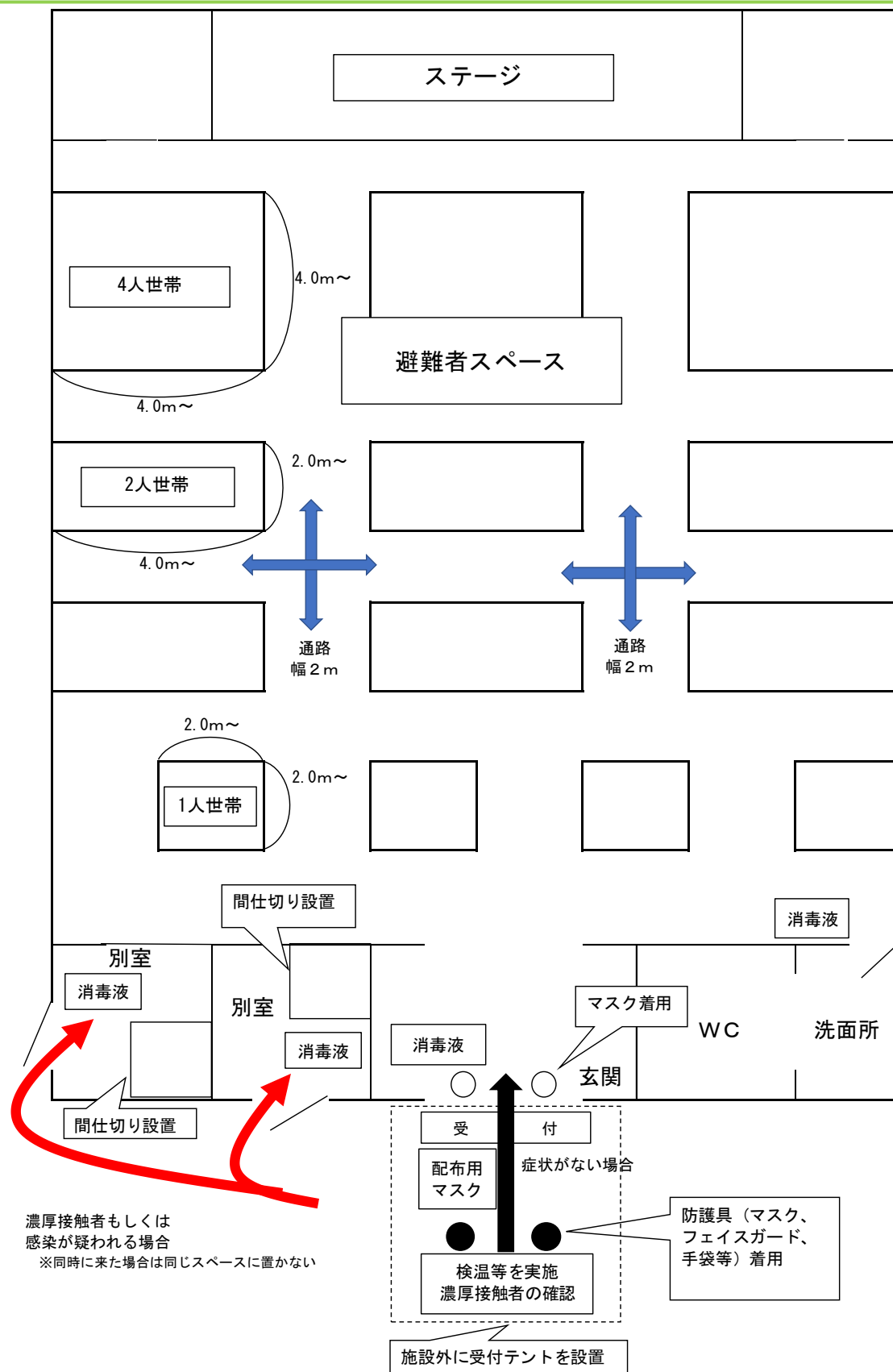
- ・必要に応じ、避難元市町は感染リスクを避けるため、車中泊による避難（数日間）や、親戚・知人宅等への避難について住民への周知を行う。
- ・こうした避難先の分散化を図ってもなお避難先が不足する場合には、県内避難については、県が県施設（別表参照）の活用や周辺市町と調整を行い、必要な避難所を確保する。県外避難については、県が、関西広域連合や国に対して必要な避難所の確保を依頼する。

感染症流行下における県内避難所の確保フロー



※福井県は、周辺市町および県施設管理者から避難所の開設が可能との連絡を受けた場合、受入可能人数、開設可能日時、避難ルート等を勘案し、開設する避難所を指定する。

【避難所レイアウト例】



8. 感染症対策の資機材整備【県および避難元市町】

避難所における感染症対策として、マスク、消毒液、非接触式体温計、間仕切りが必要となります。県内避難所については、市町整備分と合わせて対応済です。県外避難先については、県が順次配備を進めています。

9. 関係リンク

○新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き【福井県ホームページ】

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/hinanjotebiki.html>)

○新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について【内閣府（原子力防災）ホームページ】

(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/sonota/sonota.html)

○高浜地域の緊急時対応、大飯地域の緊急時対応【内閣府（原子力防災）ホームページ】

(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/02_fukui.html)

○バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第4版)
【公益社団法人日本バス協会ホームページ】(<http://www.bus.or.jp/>)

○原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について【内閣府（原子力防災）ホームページ】

(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/02_genboupanfu.pdf)

○新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために【防衛省ホームページ】

(https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidancel.pdf)

避難所が不足した場合の県施設の活用

別 表

ID	施設名	住所		電話番号
		市町名	字・番地・号	
1	福井県立盲学校	福井市	原目町39-8	0776-54-5280
2	ろう学校		幾久町2-22	0776-24-5190
3	福井特別支援学校		光陽3丁目2-33	0776-24-5194
4	福井南特別支援学校		南居町82	0776-36-7631
5	清水特別支援学校		島寺町68-33-3	0776-98-3650
6	こども歴史文化館（車中泊のみ）		城東1丁目18-21	0776-21-1500
7	図書館		下馬町51-11	0776-33-8860
8	消防学校		大畑町97-21-3	0776-20-0308
9	福井県社会福祉センター		光陽2丁目3-22	0776-24-2339
10	福井県立運動公園		福町3-20	0776-36-1542
11	福井県工業技術センター		川合鷺塚町61-10	0776-55-0664
12	福井県職員会館		松本3丁目1602番	0776-20-0252
13	敦賀産業技術専門学院	敦賀市	道口19号2-1	0770-22-0143
14	福井県若狭湾エネルギー研究センター（車中泊のみ）		長谷64号52番地1	0770-24-2300
15	奥越高原青少年自然の家	大野市	南六呂師169-8	0779-67-1321
16	奥越特別支援学校	勝山市	昭和町3-1-69	0779-88-0050
17	鯖江高等学校	鯖江市	舟津町2丁目5-42	0778-51-0001
18	丹南高等学校		熊田町10-7	0778-62-2112
19	鯖江青年の家		上野田町19-1	0778-62-1214
20	南越特別支援学校	越前市	上大坪町35-1-1	0778-27-6600
21	丹南総合公園体育館		余田町50-4-1	0770-20-0497
22	ふくい農業ビジネスセンター		安養寺町142-27-1	0778-29-2131
23	嶺南東特別支援学校	美浜町	気山106	0770-45-1255
24	嶺北特別支援学校	坂井市	丸岡町熊堂3-36	0776-67-0100
25	総合グリーンセンター		丸岡町楽間15	0776-67-0002